

(案)

番号
年月日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における
核燃料物質の加工の事業の変更許可について（答申）

平成14年2月14日付け平成13・07・17原第3号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。